

厚岸町規則第2号

厚岸町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年2月1日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

厚岸町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成18年厚岸町規則第6号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「第4号から第8号」を「第3号から第7号まで」に、「代って」を「代わって」に改める。

第9条中「町長」を「町長等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。